

医学生等に対する奨学金貸付制度について

いすみ医療センター

対象となる方・奨学金の金額

対象となる方	対象となる奨学金	貸付限度額 (下記金額以内)	支給(貸付) 方法	支給(貸付) 期間
大学入学予定者	大学生入学時奨学金	1,000 万円	決定後 数日以内	大学入学時
大学生	大学生奨学金	月額 40 万円	3ヶ月毎	6年
大学院生	大学院生奨学金	月額 40 万円	3ヶ月毎	4年
研修医	研修医奨学金	月額 30 万円	3ヶ月毎	2年
専門研修専攻医	専門研修専攻医奨学 金	月額 30 万円	3ヶ月毎	4年

貸付要件

- ①いすみ医療センターの医師業務に従事しようとする者
- ②保護者が国保国吉病院組合構成市町に住居を有していること
- ③市町税を滞納していない保護者の子等であること
- ④債務を保証する事の出来る2人の連帯保証人が得られること

支給(貸付)方法

奨学金を受ける方が指定した金融機関口座へ振込み致します。

支給(貸付)期間

貸付決定の日の属する年度の4月から上記表の期間。

返還の免除

大学生入学時奨学金	医師としていすみ医療センターの業務に従事し、勤務期間が3年に達したとき。
大学生奨学金	臨床研修修了後5年以内に医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。
大学院生奨学金	大学院課程の修了後5年以内に医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。
研修医奨学金	臨床研修修了後5年以内に医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。
専門研修専攻医奨学金	専門研修修了後直ちに医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。

返還対象となる場合

次の場合には、修学資金の返還対象となります。

- 1 死亡、退学、貸付の辞退等により貸付の取り消しがあったとき
- 2 心身の故障の為、履修または研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- 3 奨学金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- 4 その他、返還免除の該当にならない事由が発生したとき